介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充・強化を求める意見書

高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加や介護期間の長期化等、介護に対するニーズが増大する一方、核家族化、家族介護者の高齢化等、要介護高齢者を支える家族をめぐる状況も変化しており、介護福祉士養成施設の教育内容のもと、質の高い教育を受けた優れた人材が介護現場において必要とされている。

このため、入学生の経済的負担の軽減を図るものとして、介護福祉士養成施設への入学を志す者の魅力となっている介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充・強化が必要である。

よって、国におかれては、近年の厳しい雇用状況の中で、介護福祉士の安定的な確保を図るため、下記事項について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

韶

- 1 介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充・強化のため、次の事項について措置を講ずること。
 - (1) 優秀な人材確保による質の担保を図るため、予算の確保を図ること。
 - (2) 都道府県に対する国の補助率を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

熊本県議会議長藤川隆夫

衆議院議長 伊吹文明様 参議院議長 山崎正昭様 内閣総理大臣 安倍晋三様 財務大臣 麻生太郎様 厚生労働大臣 田村憲久様